

## 新発田市教育委員会平成30年3月臨時会会議録

### ○ 議事日程

平成30年3月16日（金曜日） 午後1時30分 開 会  
豊浦庁舎 2階教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議題

議第 1号 新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議第 2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定について

議第 3号 新発田市教育委員会処務規程の一部改正について

議第 4号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について

### ○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

### ○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

### ○ 書 記

教育総務課長補佐

佐久間 与 一

教育総務課学事係長

小 室 貴 史

○ 資料確認

○ 大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成30年3月臨時会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○ 大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

日程第2 議 題

○大山教育長

日程第2 議題に入ります。

はじめに、議第1号 新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について、審議いたします。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それではお願いいたします。

お手元の議案の1、2ページ、議案に係る資料の同じく1、2ページをお開きいただきたいと思います。

議第1号 新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定したいということで、内容につきましては、議案の2ページにあります。組織改正に伴いまして新たに置かれる「教育次長」及び「歴史図書館長」の職印を加えたいというものでありまして、2ページの別表には載っていませんが、左から「名称」、「書体」、「規格」、「保管者」、「個数」、「備考」となっております。この中で、「教育長職務代理者印」の次に「教育次長印」を新たに設けたいというものですし、その下の方は、「中央図書館長印」の下に「歴史図書館長印」を追加したいというものでありまして、書体、規格等は記載のとおりであります。議案に係る資料につきましては、新旧対照表を記載してございますけれども内容は同じでございます。以上、議第1号につきまして承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第1号 新発田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議題1号について、可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第2号について、お願いいたします。

教育委員会の職員職名規則の一部を改正したいというものでございます。内容は新たに置かれます「教育次長」の職名を同規則に加えたいというものでありまして、議案の4ページにございますように、第2条中の「管理主事」を「教育次長、管理主事」に改めるというものでございます。平成30年4月1日からの施行でございまして、議案に係る資料も同様の内容になっておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第2号 新発田市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議題2号について、可決することに決しました。

○大山教育長

次に、議第3号 新発田市教育委員会処務規程の一部改正について、審議します。杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第3号について、お願いいたします。

教育委員会処務規程の一部改正でございます。

議案の5ページをご覧いただきたいと思っております。教育委員会処務規程を次のように改正したというものでございまして、改正内容は第1条の表の中の職名の欄に課長名等の前に教育次長を加えたいというものでございまして、この第1条の表新発田市文書管理規程の部第21条第2項の項とございますが、この内容につきましては、資料

に記載はございませんけれども、文書等の発信者を定めるものでございまして、通常、本市から発する文書等につきましては、原則としてすべて市長名ということになっております。その規定が第1項でございまして、第2項のところでは、「前項の規定にかかわらず、事案の内容や宛先によりまして、適当と認めるものについては、市長名ではなく、副市長名、会計管理者名、または課長名を用いることができる」ということになってございまして、教育委員会にあっては、この市の規定の中で教育委員会教育長、そして新たに教育次長ということで文書を発する発信者の名前に教育次長を使うことができるというふうな規定をしたいというものであります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

○大山教育長

ないようであれば、議第3号 新発田市教育委員会処務規程の一部改正については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議題3号について、可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第4号 教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事異動について、審議します。

お諮りします。議第4号につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○ 大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることといたします。  
杉本教育総務課長以外の職員は退席願います。

**【杉本教育総務課長以外の職員は退席】**

**【審議】**

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容は記録なし)

**【退職した職員は席に戻る】**

○ 大山教育長

審議は終わりましたので、議事の非公開を解きます。

○大山教育長

本日の議事日程は全て終了しました。  
以上で教育委員会平成30年3月臨時会を閉会いたします。

午後 1時55分 閉会

平成30年 4月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員